



福崎東中学校 2年
森 史帆

【佳作】



福崎西中学校 2年
戸田 萌

【優秀賞】



福崎西中学校 3年
三方詩織



福崎西中学校 1年
高原 廉

万引防止ポスター

神崎郡青少年補導センターでは、小・中・高校生を対象に、「万引防止及び情報モラルの標語・ポスター」の募集をしています。今年も町内の子どもたちから素晴らしい作品が寄せられましたのでご紹介します。
なお、作品は8月17日(金)～24日(金)の間、文化センター・ロビーで展示されますので、ぜひご覧ください。



平成24年度
「万引防止及び
情報モラル標語
・ポスター」
作品のご紹介

万引防止・情報モラル標語

【優秀賞】

万引防止の部
しのびよる

心の悪ま おしかえせ

福崎小学校 5年

加門 瑠惟

のびた手

つかんだものは 暗い闇

福崎東中学校 1年

中村 真奈

情報モラルの部

ネット社会

マナーとルールが 最優先

福崎西中学校 3年

和田 輝

【佳作】

万引防止の部

いいのかな

その一回は 大きな罪

福崎小学校 4年

後藤 優奈

見ているよ

心のカメラで 万引きを

八千種小学校 5年

谷岡 千夏

盗ったって

残る思いは 後悔だけ

高岡小学校 6年

橋本 華子

欲しい物

明るい未来 どちらをとるか

田原小学校 6年

大井 麻由

情報モラルの部

そのサイト

きちんと 安全 確かめて

福崎東中学校 3年

増田 萌

チェーンメール

送って残るの 罪悪感

福崎高校 3年

翼 瑞穂



福崎東中学校 3年
奥田紗世子



ご協力ありがとうございました！

日赤 社資

5月にみなさんから総額253万1,522円の社資をお寄せいただき、全額を日本赤十字社兵庫県支部へ納めました。ありがとうございました。

今後とも、日本赤十字社活動へのご理解・ご支援をよろしくお願いいたします。

(福崎町分区)

緑の募金

今年度の募金総額は106万7,413円となりました。この「緑の募金」は、町内の保育所、幼稚園、小・中学校の施設の緑化推進及び県土の緑化整備活動、ひょうご森のまつり開催費などに活用させていただきます。

今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

(産業課)

いじめ

町長
嶋田正義

いじめのニュースが次々と伝えられ、いじめの予防や対処について、多くの人がさまざまな角度から語っています。いじめはなくなつてほしいと思いますが、これからも続くのではないかと心配しています。

いま日本では、新自由主義的な考えで政治や経済が運営されていますが、この状態が続いたり強化されたりすると、対症的法的に取り組みを強化しても根本的な治療にならないと思うからです。

新自由主義的なものの見方、考え方は、強い者の自由で、弱肉強食の社会を生み出しています。みんな仲良くというよりも、競争に勝つことがよく評価されています。そのため、手段を選ばず周りの人を蹴落としてでも勝てばいいんだという風潮が、助長されているように思います。

学生時代、福沢諭吉の本を読みました。「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」という平等思想は素晴らしいと思いました。ところが、いま、この思想は軽視され、みんなが幸せになろうという施策に対してバラマキ政策と敵視する要人も生まれています。



反核平和の火リレー
あいさつ(7月23日)

もちむぎのやかたの七夕の短冊に「お父さんが仕事に行きますように」とあり、胸が痛みました。もし、リストラ等で元氣なお父さんが仕事に行っていないとすれば、ことは深刻です。

8月は、原爆が落とされ、太平洋戦争が終わった月です。世界の人々が原爆や平和について考える月です。

戦争こそは最大のいじめです。日本国憲法を変えて日本を戦争のできる国にしようという動きが強まろうとしています。憲法を守り暮らしに生かす努力こそ、いじめをなくす最高の対処ではないでしょうか。

国民年金保険料の納付が困難なときは

「国民年金保険料免除制度」をご利用ください

所得の減少や失業等の経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が全額または一部免除される「申請免除制度」・保険料の納付が猶予(後払い)される「若年者納付猶予制度」があります。

申請免除制度

●全額免除

保険料額の全額(14980円)が免除

●3/4免除

毎月の納付額3750円

●半額免除

毎月の納付額7490円

●1/4免除

毎月の納付額11240円

※3/4、半額、1/4免除は、保険料を納付しなければ未納扱いとなります。

○対象者

本人・配偶者・世帯主が次のいずれかの要件に該当する方

- ①前年所得が少ない方
- ②失業・倒産・事業の廃止のあった方
- ③障害者または寡婦であつて、

前年所得が125万円以下の方

- ④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- ⑤特定障害者に対する特別障害給付金を受けている方

若年者納付猶予制度

30歳未満の方を対象に保険料の納付期間が猶予され保険料の後払いができる制度です。年金を受けるための資格期間には入りますが、10年以内に保険料を納めなければ受給額には反映されません。

【申請免除・若年者納付猶予の手続方法】

住民生活課へ次のものをご持参ください。

- ①基礎年金番号のわかるもの(年金手帳または納付書など)
- ②印鑑(本人が署名される場合は不要)
- ③失業等の理由とするときは「雇用保険受給資格者証の写し」など

④平成24年1月2日以降に他の市区町村から転入された方は「平成23年中の所得状況

○申請免除の対象となる所得のめやす

扶養親族数	扶養なし	1人扶養(夫婦のみ)	3人扶養(夫婦+子ども2人)
全額免除	57万円	92万円	162万円
3/4免除	93万円	142万円	230万円
半額免除	141万円	195万円	282万円
1/4免除	189万円	247万円	335万円
若年者納付猶予	57万円	92万円	162万円

・所得の額は、社会保険料控除額を考慮したおおよそのめやすです。扶養親族等がいる場合、その人数に応じて変動します。

が確認できる書類」*免除等は、原則として申請日にかかわらず7月から翌年6月までの期間を対象に審査します。問い合わせ先

○姫路年金事務所

☎079・224・6382

○住民生活課(内線374)

生活科学 センター だより

ずいぶん前の契約ですが

〔相談〕

2か月前、訪問販売員が来て、庭に設置している太陽光発電を見ながら「パネルの一部がゆがんでいますね」と言った。いろいろ話をするうちに、「オール電化の設置もしているのだから停電の時も安心して電気を使用するために停電時電源切替システムはどうか」とすすめられた。契約書に署名をしたが、まだ設置工事はしていないので取り消しをしたい。

(80歳代男性)

〔処理〕

契約書面の契約日欄は2か月前の日付が記入されていたが「代金の支払い時期、方法」に内容不備が見られたので、センターから販売業者にクリーニング・オフを申し入

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



れました。同日、相談者、販売業者、センター職員の3者が同席して、契約内容と経過相談者の意思を確認のうえ契約破棄となりました。

〔アドバイス〕

訪問販売で契約したときは必ず契約書面を受け取り保管しましょう。クリーニング・オフ期間は契約書面を受け取ってから8日間です。しかし、書面不交付であったり、交付された書面の記載内容に不備がある場合には、熟慮のための基礎情報が足りないことになるので、クリーニング・オフの期間は開始しません。ところが、クリーニング・オフ期間中であっても契約解除を認めない販売業者がいますので、契約は慎重にしてください。また、訪問販売業者が契約を迫っても、即決をしない

いで家族や友人に相談することをおすすめします。

次のような訪問販売業者は注意が必要です。被害がない場合でも情報をお寄せください。

＊勧誘に先立って販売業者の氏名または名称、勧誘目的、販売しようとする商品の種類等を告げない。

＊契約しない旨の意思表示をしているにもかかわらず、執拗に勧誘を続ける。再び訪問する。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時～16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。

(月曜日は休館日)

各種の相談事業 (定例分)

サルビア会館でさまざまな相談を受けていますのでご利用ください。

人権相談

毎月第3水曜日 10:00～15:00
(担当＝住民生活課・内線374)

なやみごと相談

毎月第1・3水曜日 13:00～15:00
(担当＝社会福祉協議会・☎②3000)

母子相談

毎月第2・4月曜日 10:30～15:00
(担当＝健康福祉課・内線353)

行政相談

毎月第3水曜日 13:00～15:00
(担当＝総務課・内線221)

多重債務者無料相談会

～兵庫県多重債務者
相談強化キャンペーン～

平日に開所している法律相談窓口に来所できない相談者を対象に、法律的な相談にとどまらず、生活再建やこころの相談も含めた多重債務無料相談会を実施します。

☆実施日 9月16日(日) 13:00～16:30
12月9日(日) 13:00～16:30

☆場所 姫路職員福利センター
(兵庫県姫路総合庁舎敷地内北隣)

☆面談方法 面接相談(事前予約制)

☆受入人数 7人

☆予約・問い合わせ先(月～金)

兵庫県中播磨消費生活創造センター

☎079-281-6023

受付時間 9:00～12:00/13:00～17:00

児童扶養手当・特別児童扶養手当の 受給資格者の方へ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者資格がある方は、毎年8月に受給者と児童の状況についての現況届が必要です。7月下旬に「現況届のおしらせ」を送付していますので、8月中に住民生活課でお手続きください。

児童扶養手当とは？

母子家庭の母（父子家庭の父）や、父母に代わって児童を養育している人に支給される手当です。父母がいても重度の障害がある場合には支給されることがあります。

■対象となる児童

18歳までの児童または20歳未満の障害のある児童で次のいずれかに該当する場合

- ①父母が離婚した後、父（母）と生計を同じくしていない児童
- ②父（母）が死亡した児童
- ③父（母）が重度の障害の状態にある児童
- ④父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤父（母）に1年以上遺棄されている児童
- ⑥父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧その他、父（母）が明らかでない児童

特別児童扶養手当とは？

身体または精神に障害のある児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給される手当です。

■対象となる児童

20歳未満で、身体または精神に重度障害もしくは中度障害のある児童

※児童福祉施設等に入所している児童や年金を受給している児童は対象となりません。

■手当額（児童1人につき）

・重度障害50400円/月
・中度障害33570円/月
※所得制限があります。

請求手続きや所得制限など、詳しくは係までご相談ください。

住民生活課・児童扶養手当係
(内線374)



“こころ豊かなふくさき”を願って

“広げようボランティアの輪”

今月（8/20～9/19）のボランティア活動予定をお知らせします。ぜひ、ご参加ください。

ココロクラブ

8月25日（土）8:30～ 役場周辺街路樹下手入れ
みどりのグループ

8月29日（水）9:00～ 七種川沿い新町花壇

9月5日（水）9:00～ 八千種JA前花壇

9月19日（水）9:00～ 七種川沿い新町花壇

問い合わせ先 文化センター ☎22-3755

（コミュニティ推進専門員）

住民基本台帳カード 町外へ転出しても 継続利用できるようになりました

これまでは、町外へ転出すると住基カードは廃止されていましたが、住民基本台帳法の改正により、転入先の市区町村でも継続して住基カードを利用できるようになりました。

住基カードをお持ちの方については、転出届の手続きの際に「転出証明書」は発行されませんが、住基カードが「転出証明書」の代わりになります。必ず住基カードを持参のうえ、転入先窓口で転入届を行ってください。

ただし、転入届出日から90日以内に、転入先に住基カードを提出できない場合は、住基カードが失効してしまいますので、ご注意ください。

詳しくは、住民生活課 町民窓口係（内線375・376）へ。

全国一斉！法務局相談窓口開設 ～相談は無料 秘密は厳守します～

法務局休日相談会

登記、戸籍・国籍、供託、人権に関する相談会を開催します。（事前予約可）
日時 9月23日（日）
10時～16時

場所 神戸地方方法務局姫路支局

問い合わせ先 神戸地方方法務局姫路支局総務課
☎079・225・1926

高齢者・障害者の 人権あんしん相談

高齢者や障害者をめぐるさまざまな人権問題について、電話相談を受付けます。

日時 9月10日（月）～16日（日）
（月・金）8時30分～19時
（土・日）10時～17時

相談電話番号 0570・003・110
（全国共通・ナビダイヤル）

相談担当者 人権擁護委員・法務局職員
問い合わせ先 神戸地方方法務局人権擁護課
企画係

☎078・392・1821
（内線345）

お盆のお知らせ

◆ごみの持ち込み◆

【くれさかクリーンセンター】

★可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・埋立ごみ

8/10(金)	8/11(土)	8/12(日)	8/13(月)	8/14(火)	8/15(水)
○	休み	休み	○	○	○

○…持ち込み可

《受付時間》 8:30～12:00

13:00～16:30

※埋立ごみの持ち込みは2t車以下に限ります。

(100kgまで300円、100kgを超える10kg毎に30円)

※埋立ごみは区長さんの証明『一般廃棄物処理(投棄)申請書』をもらっていただき、その申請書と印鑑を持って役場にお越しください。

【大貫不燃物中継基地】

★埋立ごみ

8/10(金)	8/11(土)	8/12(日)	8/13(月)	8/14(火)	8/15(水)
○	○	○	○	休み	休み

○…持ち込み可

《受付時間》 8:30～12:00

13:00～17:00

※持ち込みは軽四のみ(1台 1,100円)

※区長さんの証明『一般廃棄物処理(投棄)申請書』をもらっていただき、直接、大貫不燃物中継基地に搬入してください。

◆し尿くみ取り◆

日程	8/10(金)	8/11(土)	8/12(日)	8/13(月)	8/14(火)	8/15(水)	8/16(木)	8/17(金)
収集	○ (計画収集日)	休み	休み	○	休み	休み	休み	○ (計画収集日)

○…くみ取り可

★計画収集の方はカレンダーどおり収集します。

★計画収集以外の方及び臨時の方で、お盆前にくみ取りを希望する方は、8月8日(水)までにお申し込みください。

※16日(木)は休日になっていますが、緊急の方のみ、くみ取りが可能です。

※くみ取り日には、作業をしやすいようにしてください。

・くみ取り口を物で置いたりしないでください。

・犬を飼っている方は、作業の妨げにならない所につないでください。

※くみ取り料は「し尿くみ取り券」で支払ってください。

(住民生活課)

「交通安全モデル地区事業」

福岡町では、家庭や職場だけでなく、地域からも交通事故をなくすため、毎年、町内1地区をモデル地区に指定し、福岡警察署、福岡町交通安全対策会議の協力のもと、交通安全対策事業を行っています。昭和53年の開始以降、町内全33地区を一巡し、昨年から2巡目に入っています。前回、モデル地区第2号であった新町区が再びモデル地区の指定を受け、7月22日に「新町天満宮」で交通安全祈願祭が行われました。交通事故がなくなることを願って児童が交通安全の誓いを述べました。

七夕飾りで交通安全を願って

7月5日、七夕にあわせて、八千種幼稚園の園児24人が、福岡警察署で、交通事故がなくなることを願い笹に短冊や輪飾りを取り付けました。今年はすでに町内で2件の



下水道課からのお知らせ

排水設備工事は指定工事店で！

公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラントに接続する排水設備工事は、指定工事店でないとできません。工事は必ず指定工事店へお申し込みください。

福岡町指定工事店については、役場下水道課にお問い合わせください。

下水道宅内排水設備工事の指定工事店が、次のとおり追加となりました。



指定工事店名	営業所所在地	電話番号
(有) 谷川設備	加西市和泉町699番地	45-2555

※現在の指定工事店数は135社です。(平成24年6月末)

※一覧表は福岡町ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 下水道課(内線312・313)



痛ましい死亡事故が発生しています。交通ルールをしっかりと守り、交通事故のない福岡町にしましょう。

(住民生活課)